

幼児教育・保育の無償化等について

1 幼児教育・保育の無償化

◎幼児教育・保育の無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、保育に係る負担軽減を図る少子化対策の観点などから取り組まれるものです。

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する児童

【対象者・利用料】

○ 3歳児～5歳児 ⇒ 無償化

※ 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園の利用料については、同制度における利用者負担額を上限として無償化（上限月額 2.57 万円）

※ 実費として徴収されている費用（通園送迎費、**食材料費**、行事費など）は、無償化の対象外

（※本区においては、**食材料費**は、区が負担し、保護者からは徴収しない）

※ 幼稚園（4 時間程度）については満 3 歳（3 歳になった日）から、保育所については 3 歳児クラス（3 歳になった後の最初の 4 月以降）から無償化

○ 0歳児～2歳児 ⇒ 住民税非課税世帯を対象として無償化

（※本区では実施済み）

【対象となる施設・サービス】

- 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）、企業主導型保育事業（標準的な利用料）

(2) 幼稚園の預かり保育を利用する児童

【対象者・利用料】

- 新たに保育の必要性があると認定を受けた場合には、利用実態に応じて最大月 1.13 万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化

※ 認定こども園における子ども・子育て支援新制度の 1 号認定の子供たちが利用する預かり保育も含まれる。

(3) 認可外保育施設等を利用する児童

【対象者・利用料】

- 保育の必要性があると認定された 3 歳児から 5 歳児 ⇒ 認可保育所における保育料の全国平均額（月額 3.7 万円）までの利用料が無償化

- 0 歳児から 2 歳児 ⇒ 住民税非課税世帯の児童を対象として、月額 4.2 万円までの利用料が無償化

【対象となる施設・サービス】

- 一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等、子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業
- 無償化の対象となる認可外保育施設等は、都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の指導監督基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として、指導監督基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設ける。

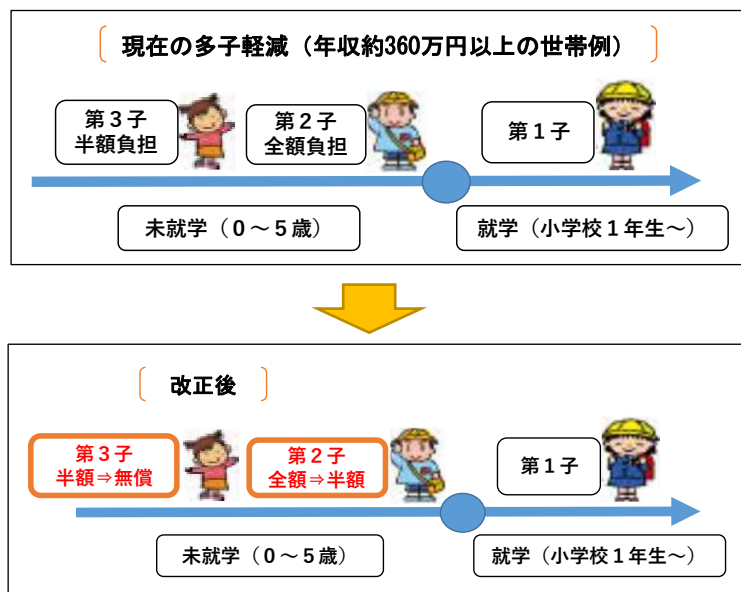
（４）「障害児通園施設」を利用する児童

【対象者・利用料】

- 就学前の障害児の発達支援施設（いわゆる障害児通園施設）を利用する児童
⇒ 利用料が無償化
- * 3歳児から5歳児が対象（0歳児から2歳児の住民税非課税世帯については、既に無償）
- 幼稚園、保育所、認定こども園といわゆる障害児通園施設の両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象

2 多子軽減制度の拡充

- 年収約360万円以上の世帯における第1子が小学生以上である場合についても、第2子の保育料を半額に、第3子の保育料を無償にする。



3 実施時期

- いずれも令和元年10月1日～